

報告第3号

専決処分事項の報告について（愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、専決処分する。

令和3年2月1日

愛西市長 日 永 貴



愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例

愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年愛西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項、第9条第4項、第41条第3項及び第42条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。